

# 大阪市芸術活動振興事業助成金 募集案内

## I 助成の目的と概要

・芸術・文化の振興と発展を図るため、市民等の多様な鑑賞・体験の機会につながるような創作・表現活動を支援します。

・芸術活動を行う団体及び個人に対して、申請に基づき、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会が審査を行い、選定した事業に対し、経費の一部を助成します。

## II 募集期間および助成対象期間

(募集期間)

・令和4年7月1日(金)～令和4年7月29日(金)

(助成対象期間)

・一般助成 令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)までの期間内に実施する事業

※応募できるのは、1団体(個人)につき1事業です。

※令和4年4月時点で、すでに令和4年度中に実施する別の事業に対して交付決定を受けている場合は申請できません。

## III 助成の対象・分野(ジャンル)

大阪市内で芸術活動を行う団体、個人が対象です。

### 1 対象分野

- ① 音楽(邦楽・洋楽・オペラ等)
- ② 演劇(現代演劇・ミュージカル・人形劇等)
- ③ 舞踊(邦舞・洋舞・バレエ・ダンス等)
- ④ 古典芸能・大衆芸能・民俗芸能(能・狂言・歌舞伎・講談・浪曲・落語等)
- ⑤ 美術・写真・書道・陶芸・工芸等(インスタレーション・メディアアート等を含む)
- ⑥ 映画

### 2 対象活動

多様な鑑賞・体験の場を提供する創作・表現活動を支援します。(公演、展覧会、ワークショップ等を映像配信の手法により行う場合を含む)

- ① 公演
- ② 展覧会
- ③ ワークショップ
- ④ 芸術祭（映画祭を含む）、アートプロジェクト

※事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、国又は大阪府のイベントの開催に関する考え方、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守していただくよう、お願いいたします。また、緊急事態宣言やイベント自粛要請等がなされた場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ <https://corona.go.jp/>）を参照  
（大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kansenboushi/index.html>）を参照  
（大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>）を参照

#### IV 助成の対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額な参加者負担をとともなうもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとともなうもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

※⑨には、大阪文化芸術創出事業実行委員会による「大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金」を含みます。

#### V 助成の種類及び金額

- ・一般助成 助成上限 20 万円

ただし、助成対象経費の2分の1かつ収入に対する支出超過額の範囲内（自己負担金額の範囲内）（1,000円未満切り捨て）とし、助成額は、大阪アーツカウンシルによる審査を経て決定します。審査によって、申請額から減額になる場合もあります。

＜事業（芸術活動）の収支＞

・事業の支出は以下の3つに区分されます。

- ①助成対象経費
- ②助成対象外経費
- ③収支予算書に記入できない経費（本助成金の申請に当たっては事業費として認められない経費）

※搬入（仕込み）～事業実施～搬出（バラシ）にかかる必要経費を対象とします。

・一般助成、特別助成とも活動分野ごとの助成対象経費については別表2～5を参照してください。

活動の赤字分  (自己負担金)	助成対象経費  (「別表2～6」参照)	<p style="text-align: center;"><u>＜収支予算書に記入できない経費＞</u></p> <p><u>団体や個人の経常的経費や練習経費、飲食費、また、実施団体（個人）の構成員や会員に支払う経費等は記載できません。</u></p> <p>（例）ケータリング等飲食費・備品購入費・資料購入費・印紙代・打ち上げ費・記念品費・花束代・会議費・事務所維持費・振込手数料・ホームページ運用費・ガソリン代・高速代・駐車場代・稽古場代・稽古指導料・雑費 等</p>
収入	助成対象外経費	
	収支予算書に記入 できない経費	

※クレジットカード・電子決済など、支払者に対してポイント還元のある支払は、内容が対象経費と認められるものであっても、報告時には「対象外経費」とみなします。支払の際は十分ご注意ください。

VI 審査および審査基準

大阪アーツカウンシルで審査します。審査の基準は別紙1のとおりです。

## Ⅶ 助成金の交付決定

- ・審査の結果（交付また不交付）を9月下旬に通知予定です。

※交付決定結果は大阪市ホームページにおいて申請者名のみ公表します。

※審査過程に関するお問い合わせには応じられません。

※助成が決定した事業については、審査委員等が確認できるよう座席を確保・提供していただくことがあります。

## Ⅷ アンケートの実施

- ・助成金交付決定を受けた団体（個人）は、「新たな観客の参加」「参加者の満足度」などを意識して実施して下さい。また、交付決定事業についてアンケートを実施し、その結果を報告してください。アンケートの書式は自由ですが、下記の項目は必ず入れてください。（文言等はそのままなくてもかまいません）

〔アンケート項目〕

- ・本公演への来場は 「初めて・2回目以上」
- ・開催内容は 「1. 大変良かった 2. 良かった 3. 普通 4. 良くなかった 5. 悪かった」

## Ⅸ 助成等の表示

- ・採択された助成事業に関する印刷物（チラシ・ポスター・プログラム）には、「大阪市の助成を受けている」とわかるよう、大阪市の市章（☒）と、以下のいずれかの表記を明示してください。

【表示例】「☒大阪市助成公演」「☒大阪市助成」「☒大阪市助成事業」

## Ⅹ 助成金の交付

- ・事業の終了後、活動実績報告書を提出していただいた後、実際の交付額を確定し、助成金を交付します。申請書の記載内容と、実際の事業内容に相違があった場合、交付を取り消すことがあります。

- ・対象経費については、領収書等の支出を証明する書類の提出が必要です。書類が不十分な場合は、助成金が減額されることがあります。

領収書については、宛名・金額・但書・事業名・領収日が記載されているか、また、領収印が押印されているかを確認しますので、漏れが無いようご確認ください。特に但書につきましては、単に「小道具代」などではなく、「●●公演小道具 粘土代」等、詳細が確認できるように記載してもらってください。

- ・助成が決定した事業については、事業報告会等で報告をお願いすることがあります。

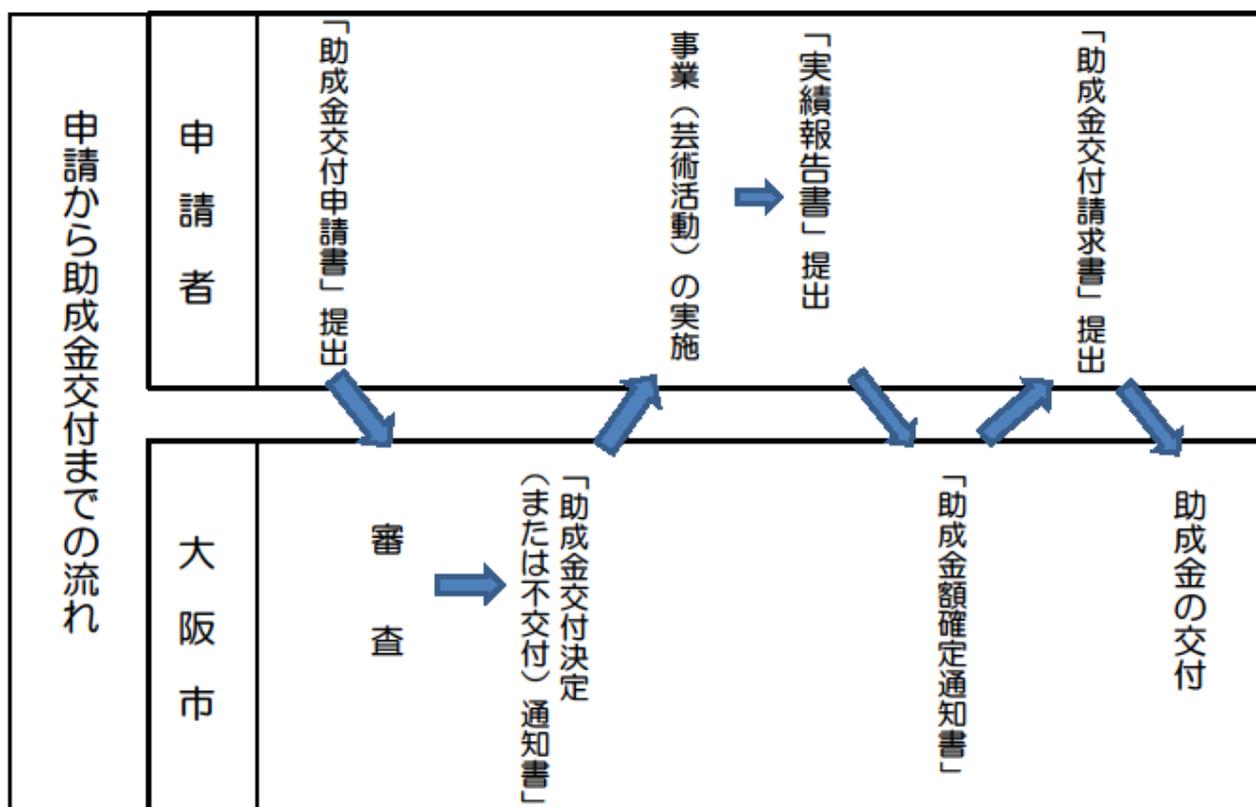
## XI 申請内容の変更について

・事業内容及び予算額に大きな変更の生じることが無いよう、事前に十分内容を検討の上申請して下さい。  
万が一、助成金交付決定後に助成事業の内容に変更がある場合は、変更を決定した時点で速やかに本市に連絡の上、変更承認申請書を提出してください。

・大幅な変更が生じていると認められる場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消すことがあります。

・助成金交付決定後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により事業に変更または中止の可能性が生じた場合は、個別にその後の手続きをご案内しますので、速やかに担当までご相談ください。

## XII 助成金交付の流れ（申請から助成金の支払まで）



## XIII 助成金の交付申請方法

・送付の場合

令和4年7月29日（金）17時30分必着にて、申請書類を大阪市文化課へ送付(簡易書留、レターパック等記録の残る方法で)してください。封筒の表面に「芸術活動振興事業申請書在中」と朱書きしてください。

- ・ウェブ（大阪市行政オンラインシステム）の場合

令和4年7月29日（金）午後23時59分までに、次のURLかコードからアクセスしていただき、必要事項を記入の上、各申請書類のファイルをアップロードしてください。行政オンラインシステムでの申請にあたっては、事前にシステムへの利用者登録が必要です。

URL：

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/76f0a874-6fe5-4ca5-a8db-f9e3197a8eaa/start>

コード：



**(申請書類)** 記載にあたっては、「記入例」を参照してください。

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 収支予算書
- ・ **団体の規約・名簿※個人での活動の場合は実績の分かるプロフィールなど**

この他、事業のPRに必要な場合は、活動実績のわかる資料や新聞記事などを同封することができます。  
(※提出は任意です。6枚以内。A4サイズに揃えてください。)

申請書類についてはこちらからダウンロードしてください（記載例も掲載しています。）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

**(申請書提出先・問い合わせ先)**

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場業務管理棟 8階

大阪市経済戦略局文化部文化課（担当：新井・志波）

電話：06-6469-5174

ファックス：06-6469-3897